



# 市政羅針盤

市長が自ら、市政運営の方針を分かりやすくお伝えします。 〇秘書課 ☎ 36-7117

## 今月のテーマ おもいやりが循環する社会へ 「遺贈寄付」をご存じですか？

日本の高齢世代が保有する金融資産は、家計金融資産の7割といわれています。人生百年時代を迎え、老後資金に対する不安から年金を貯蓄に回す人が少なくありません。日常生活でさえ節約しているのですから、社会貢献のためにお金を使うという選択は、「余程のお金持ちがすること」と思い込んでおられる人が多いと思います。

今回お話しする「遺贈寄付」は、遺産相続の際に、その中の預貯金の一部を、たとえ少額でも寄付することができる新しい社会貢献です。災害復興支援に役立ててほしい、好きだった劇団を応援したい、福祉団体に寄付したい、環境保全や貧困問題に使ってほしい等々、残った預貯金の一部を「自分のやりたかったこと」や「ご自身が大切にしてきた価値観」として未来へ繋ぐことができます。ご自身の終活にあたり、このような選択肢もあることをお伝えしたくて、今月のテーマとしました。

そうは言っても、「誰に、どこに、相談したらよいか分からない」「手続きが面倒そう」「途中で気が変わるかも」「数万円でもいいの？」など、皆さんの疑問や不安は膨らむばかりですね。遺贈寄付の手続きは、「遺言書」を作成して残す方法や相続人に伝えて残す方法があります。遺言書で残す場合は、司法書士や行政書士などの専門家にご相談いただく方法もありますし、自分で書く場合は、自筆証書遺言といって紙に全文自筆自署し、遺贈先と金額を書いて署名捺印と日付を記入するだけでも有効です。(遺言書は法律に沿った書き方が必要です)

遺言書をすでに書いている人は、そこに「どこに〇〇円寄付します」と1行追加するだけで、自分の思いを叶えることができます。相続開始後(亡くなられた後)では、法定相続人しか遺産を受け取れないため、第三者やNPOなどの非営利団体



島田市の「エンディングノート」

へ遺産を渡すことはできません。そこで、遺言などを利用して特定の団体などへ遺産を寄付する方法が「遺贈寄付」です。

でも、「遺贈寄付」の手続きをしたからといって、必ず財産を残さなければならないということはありません。寄付をしてもしなくても、途中で気が変わってもいいのです。今すぐに手元の預貯金を手放す必要はないので、老後の資金も心配なく、少額から寄付できます。

60歳以上が保有する金融資産の割合は、年々増加傾向にあります。寿命が長くなると、相続は90歳代の親から60歳代以上の子へと、その間でぐるぐる回るだけになって、金融資産の循環が高齢者の間のみで留まってしまうことが現代社会経済の課題となっています。「遺贈寄付」というかたちで、思いやりが循環する社会を創れたら、生きたお金の使い方になるのではないのでしょうか。

生まれ育ったまちや思い入れのある場所の自治体を、寄付先を選ぶのもいいでしょう。自治体へ寄付した預貯金は、地域経済の活性化や福祉の充実など、その地域のまちづくりのために使われます。同じまちに暮らす子どもたちや馴染み深い地元への貢献は、身近な社会貢献として捉えることができます。

市民の皆さんにご意見を伺うと、寄付に興味があっても老後の医療費や生活費が不安で、ためらう人が多いという現状がみえてきました。繰り返しになりますが、「遺贈寄付」は亡くなった後に残った預貯金の一部を寄付する行為です。

自分が亡くなった時のお金の行き先を決めておくことで「誰かのお役に立てる」と思うことは、これからの人生を穏やかに生きられるだけでなく、生きた証を残すことにつながるのではないのでしょうか。「思いやりのお金が循環する社会」になることを願っています。ぜひ、ご家族とも相談してみてください。

なお、自治体への遺贈寄付に関する概要は、島田市ホームページから確認できます。



市ホームページ (遺贈寄付)